



西東京市第3期 文化芸術振興計画

令和6（2024）年3月 西東京市

西東京市第3期文化芸術振興計画策定にあたって

本市は、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちとして、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にまいりました。また、市内各所で地域の特色を活かした文化芸術に関するイベント等を開催しているほか、保谷こもれびホールやコール田無等、市民の皆様の文化芸術活動を支える拠点や、まちなかで親しめる彫刻や絵画等のパブリックアートが市内各所に点在しています。



これらを背景に、本市では、「西東京市文化芸術振興条例」を基に、「西東京市第2期文化芸術振興計画」により、地域の文化芸術活動や文化資源を活かした多様な文化芸術振興施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、西東京市第2期文化芸術振興計画の計画期間中の多くが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市においても西東京市民文化祭や西東京市民まつりをはじめ、文化芸術に関わる各種イベント等は中止・延期・縮小を余儀なくされ、市民の皆様の文化芸術活動にも大きな影響を与えました。そのような状況の中、本市では、文化施設にインターネット環境を整備し、ライブ配信等が可能になる等、文化芸術が持つ新たな可能性や文化施設のポテンシャルを広げています。

国の文化芸術推進基本計画（第2期）では、「文化芸術は、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎」と示されています。

文化芸術は、人と人とのつながりを生み出し、その交流によって地域を活性化させ、魅力あるまちづくりを推進する力となります。こうした文化芸術が持つ可能性や価値を最大限に活かしながら、本市における文化芸術振興施策をさらに推進するよう「西東京市第3期文化芸術振興計画」を策定いたしました。

結びに、西東京市第3期文化芸術振興計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「西東京市文化芸術振興推進委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等で多くの貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6（2024）年3月

西東京市長

池澤隆史

目次

第1章 文化芸術振興計画の概要	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の概要.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 計画期間.....	2
(3) 対象とする文化芸術の範囲.....	2
第2章 文化芸術振興の背景	3
1 文化芸術に関する施策を取り巻く状況.....	3
(1) 国の動向.....	3
(2) 東京都の動向.....	4
(3) 西東京市の取組.....	4
(4) 国、東京都、西東京市の動向のまとめ.....	5
2 西東京市の現状と課題.....	6
(1) 西東京市の文化芸術に関する取組状況.....	6
(2) 第2期計画の施策内容と評価.....	9
(3) 第2期計画の取組から見えてきた課題.....	12
第3章 文化芸術振興計画の基本的な考え方	15
1 基本的な考え方.....	15
(1) 目指すべき姿.....	15
(2) 参考指標.....	16
(3) 目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果.....	17
(4) 文化芸術の担い手.....	18
2 施策体系.....	19
第4章 文化芸術振興に向けた施策の展開	20
基本方針1 市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れる・楽しむ.....	20
施策1 誰もが親しめる文化芸術の鑑賞機会の提供.....	21
施策2 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり.....	21
施策3 さまざまな参加機会を促す事業の充実.....	22
施策4 市民に届く効果的な文化芸術情報の提供.....	22
基本方針2 地域の文化芸術活動に関わる人と場を結ぶ・支える.....	23
施策1 自立的・継続的な文化芸術活動の推進.....	24
施策2 文化芸術を支える人材の育成と活用.....	24
施策3 活動者の情報共有・連携による取組の充実.....	25
施策4 文化芸術に親しむ場の確保と充実.....	25

基本方針3 文化芸術の力を地域や社会の中で活かす・つなげる	26
施策1 文化資源の継承・活用・発掘によるまちづくりの推進.....	27
施策2 文化芸術を通じた多様性の理解と交流の促進.....	27
施策3 関係機関・他分野と結び付けた文化芸術活動の促進.....	28
施策4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流.....	28
第5章 計画の推進に向けて.....	29
1 推進・管理のための体制.....	29
2 各主体の役割.....	30
(1) 市民	30
(2) 活動者.....	30
(3) 教育機関.....	30
(4) 民間事業者等.....	30
(5) 市	30
3 進行管理	31
(1) PDCAサイクルによる進行管理.....	31
(2) 進行管理への市民参加の推進.....	31
4 財源の確保と活用.....	32
資料編.....	33
1 西東京市文化芸術振興推進委員会.....	33
(1) 名簿	33
(2) 検討経過.....	34
2 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会.....	34
検討経過	34
3 計画素案に係る市民参加手続き.....	35
(1) 目的	35
(2) 実施内容.....	35
4 西東京市文化芸術に関する調査報告書（概要）	36
(1) 市民を対象としたアンケート調査結果.....	36
(2) 子どもを対象としたアンケート調査結果.....	38
(3) ヒアリング調査及びワークショップの実施結果.....	40
5 関連法規等.....	43
(1) 文化芸術基本法.....	43
(2) 西東京市文化芸術振興条例.....	49
(3) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱.....	50
(4) 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会設置要領.....	51

第1章 文化芸術振興計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、平成21（2009）年に制定した「西東京市文化芸術振興条例」を基に、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24（2012）年に第1期となる「西東京市文化芸術振興計画」、平成31（2019）年に「西東京市第2期文化芸術振興計画（以下『第2期計画』という。）」を策定し、地域の文化芸術活動や地域資源を活かしたさまざまな施策に取り組んできました。

令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人が集まることや外出が制限され、さまざまな活動が自粛されました。市民生活においても、さまざまな面で行動変容を迫られるようになりました。

本市においても、さまざまな活動において外出や交流の機会が減少し、文化芸術に関わる事業や市民活動も大きな影響を受け、文化芸術活動の中止・延期・縮小を余儀なくされました。

このような状況における文化芸術の役割として、国の文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5（2023）年3月）では、「未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された」と示されています。また、オンラインの活用が急速に進んだことにより、文化芸術における鑑賞・表現方法が多様化するとともに、新たな楽しみ方も生まれてきています。

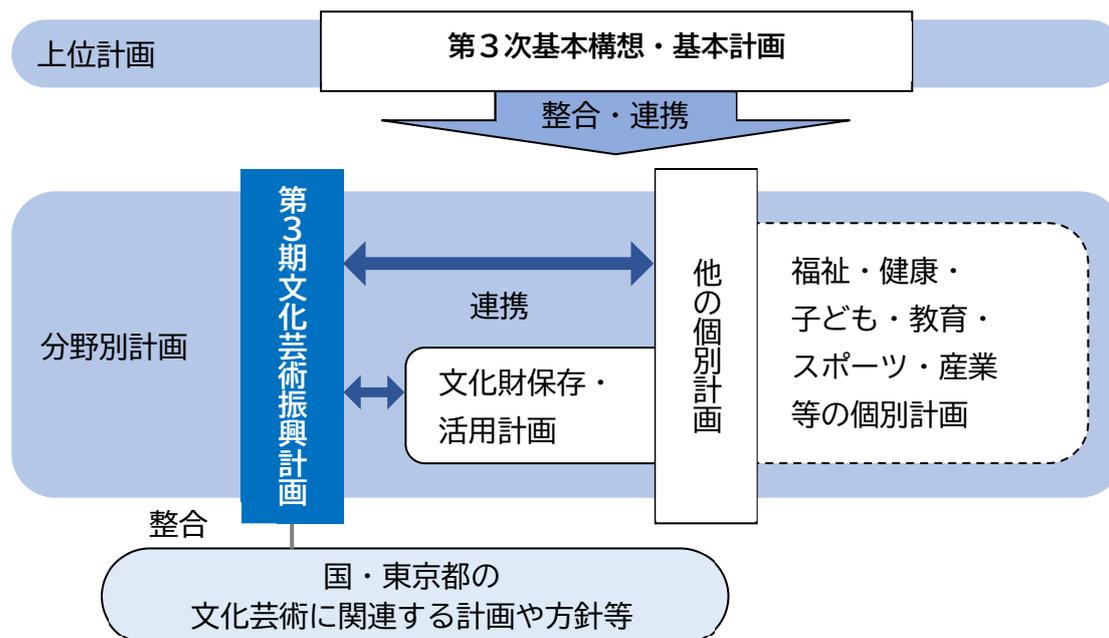
こうした背景を踏まえ、西東京市文化芸術振興条例に掲げる「市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化の香りあふれるまち」に向けて、引き続き推進するとともに、「心身の健康」や、「地域への愛着」、「共生社会の実現」、「地域の活性化」の効果を意識しながら文化芸術の振興施策をさらに推進するため、「西東京市第3期文化芸術振興計画（以下『本計画』という。）」を策定しました。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の「文化芸術基本法」、「西東京市文化芸術振興条例」に基づき、本市の文化芸術の推進に関する計画として策定するものです。

本計画は、国、東京都の文化芸術に関連する計画や方針等を踏まえ、本市の上位計画である西東京市第3次基本構想・基本計画及び他の個別計画との整合・連携を図りながら、本市における文化芸術振興施策を総合的に推進します。



(2) 計画期間

本計画は、デジタル化の急速な進展等の文化芸術を取り巻く社会情勢や市民のニーズ等が、大きく変化しつつある状況に柔軟に対応しながら取組を推進するため、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする「文化芸術」は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、以下のような範囲を基本としつつ、市民や地域の特徴的な活動も幅広く捉え、計画を推進します。

- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他（メディア芸術を除く。））
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
- ⑥文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ⑦地域における文化芸術（文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）

第2章 文化芸術振興の背景

1 文化芸術に関する施策を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は長期に及び、人々は新しい生活様式に応じた日常生活を余儀なくされ、文化芸術に関わるさまざまな活動にも大きな影響が生じ、多くの文化芸術に関するイベントや公演等が中止・延期・縮小されました。こうしたイベント等が開催されない期間が長期に及び中で、文化施設において公演等を鑑賞することや、文化財に触れるといったリアルな文化芸術体験、演者と聴衆の一体感の重要性が改めて認識されることとなりました。一方で、外出機会や人との交流が減少したことが、オンラインを活用した発表やワークショップ等の工夫、新しいコンテンツや手法を取り入れた事業展開を促しました。

また、文化芸術は、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、他分野との連携の可能性が高く、さらにデジタル化の推進によって新しい視点や付加価値を生み出すことも期待されるため、社会的・経済的価値にも注目されています。

(1) 国の動向

①「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定

令和5（2023）年3月、「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定されました。文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間において推進する重点取組や施策群、そしてこれらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組について示しています。中長期目標では、①文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供、②創造的で活力ある社会の形成、③心豊かで多様性のある社会の形成、④持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成が掲げられています。

これらの方向性を踏まえ、本市においても、文化資源の保存と活用や次世代を担う子どもの育成、多様性の視点を含めた文化芸術に関する施策を推進すること等を重視して進めていくことが求められます。

②「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

平成30（2018）年6月に障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。令和5（2023）年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定し、障害のある人の文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や、計画期間において目指す姿等について定めています。

こうした動きを踏まえ、本市においても、障害のある人の文化芸術活動の支援や、福祉分野との連携等による、障害のある人が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実等が求められます。

(2) 東京都の動向

「東京文化戦略2030」の策定

令和4（2022）年12月、2040年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示したものとして策定されました。「芸術文化で躍動する都市東京」を将来像として掲げ、将来像を実現するための4つの「戦略」が示されており、「誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する」、「芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす」といった考え方が示されています。

これらの考え方を踏まえ、本市においても、ウェルビーイングの実現等の考え方を取り入れながら、市民が文化芸術を身近に触れられることや地域の団体等が継続的に活動していくための支援等を進めていくことが求められます。

(3) 西東京市の取組

①「西東京市第3次基本構想・基本計画」の策定

本市では、令和6（2024）年3月に令和6（2024）年度から令和15（2033）年度の10年間を計画期間とする「西東京市第3次基本構想・基本計画」を策定しました。

これからのまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、行政運営における本市の長期的なビジョンである「基本構想」において、目指すべき将来像やまちづくりの方向性等を示し、「基本計画」において、それを実現するための施策を示しています。

基本理念（わたしたちの望み）は、「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」とし、身近に残る豊かな自然、文化芸術や歴史、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めるために、さまざまな主体が協力して、次世代へとつなぐこととしています。

文化芸術は、基本構想に掲げる6つの基本目標（目指すべき将来像）の中の基本目標6「活力と魅力あるまち」に位置づけており、本計画は、基本施策15「多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために」の「施策15-3文化芸術の振興と文化財の保護」の取組を具体的に推進するための個別計画の一つとなります。

②「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」の推進

本市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支えていくため、平成30年（2018）年に「西東京市子ども条例」を制定しました。

まち全体で子どもの健やかな育ちを支え、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、誰にでもやさしいまちづくりにつながります。これはSDGsが目指す「誰一人取り残さない」ことにも通じる視点であり、次世代への責任ある選択を行うことにより、持続可能なまちづくりを目指しています。

そのため、文化芸術振興においても、子どもの健やかな育ちにつながるよう、子どもの体験機会の充実や継続的な活動への支援等に取り組めます。

③「健康」応援都市の実現に向けた取組

本市では、平成23（2011）年に「健康都市宣言」を、そして、平成26（2014）年にはWHO（世界保健機関）西太平洋地域事務局の呼びかけにより創設された「健康都市連合」に加盟しており、こころやからだの「健康」はもとより、地域やまち全体の「健康」を市民とともに考え、支え合うまち『「健康」応援都市』を目指しています。

近年、心身と社会的な健康を意味する概念としてウェルビーイングが注目され、国内外での政策において重要なテーマとして取り扱われています。国の「文化に関する世論調査－ウェルビーイングと文化芸術活動の関連－報告書」（令和4（2022）年3月）においても、文化芸術は感情を動かし、人生の意義を感じる上で広く重要視され、多くの人の生活の中に取り入れられるべきものであるとされていることから、本市では引き続き、一人ひとりがいきいきと輝いて暮らすことや、創造的な生活に資する活動として、文化芸術の推進に取り組めます。

西東京市健康都市宣言

私たちの願いは、みどりを身近に感じることができ、安心して外出できる地域で、心身ともに健康で、一人ひとりがいきいきと輝いて暮らすことです。

そのために、私たちは、自らの健康は自らの手でつくることを基本とし、お互いに支え合いながら、生涯にわたって健康づくりを進めます。

- 一、自らの健康状態を知り、快適な生活を楽しみます
- 一、地元の野菜がある食生活を楽しみます
- 一、運動やスポーツのある生活を楽しみます
- 一、休養を上手にとり、心穏やかな生活を楽しみます
- 一、身近なところから学び、創造的な生活を楽しみます

（4）国、東京都、西東京市の動向のまとめ

- 文化芸術の本質的な価値と他分野連携等による社会的・経済的価値の向上を意識
- 国や東京都で文化芸術とウェルビーイングとの関連が注目されていることから、第2期計画で取り組んできた4つの「目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果」の「心身の健康」にあらためて着目
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現、デジタル化の進展等、社会情勢の変化に対応
- 障害のある人の文化芸術活動の支援や、福祉分野との連携等による障害のある人が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実
- 文化芸術に関わる取組を総合的に推進するとともにまちの活力や魅力に結び付ける
- 子どもの文化芸術の体験機会の充実や継続的な活動への支援等を推進
- 市民の心穏やかな生活や創造的な生活に資する活動としての文化芸術の推進

2 西東京市の現状と課題

(1) 西東京市の文化芸術に関する取組状況

本市は、市内各所で地域の特色を活かしたイベントを開催しており、市民との協働や広域連携による取組も行っています。また、保谷こもれびホール、コール田無[※]等の地域の拠点となる文化施設を整備しており、文化芸術活動の拠点として市民に利用されています。

※保谷こもれびホール及びコール田無は、ネーミングライツ制度を導入しています。

ネーミングライツは、施設等への命名権及びこれに付帯する権利の付与を通じて、施設等を運営維持管理するための新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上を図るための制度です。

① 主な文化芸術に関する事業

本市が行っているさまざまな事業のうち、多くの市民が参加する「西東京市民文化祭」、「西東京市民まつり」や、市民ボランティアが進行役を担う「対話による美術鑑賞」事業、広域連携による展覧会や障害のある人による文化芸術活動の機会となっている「多摩六都フェア」等について概要を示します。

第2期計画期間中のその他の事業については、「(2) 第2期計画の施策内容と評価」で示しています。

● 西東京市民文化祭

毎年10月から11月にかけて市内各所の公共施設等で開催され、市内の文化芸術に関わる活動者が多数参加し、活動者の発表の場であるとともに、市民同士の交流を深める機会でもあります。また、活動者の発表に加えて、「日本の文化体験フェス」 in 市民文化祭や歴史的な文化資源の紹介等、多彩な内容となっています。

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりましたが、令和3（2021）年度からは動画配信を取り入れる等、工夫しながら開催し、新たな発表・鑑賞のあり方も広げています。

● 西東京市民まつり

毎年11月の2週目の土曜日・日曜日に西東京いこいの森公園で開催され、市民の知恵と工夫と創造が発揮された、市民と市との協働によるイベントです。人と人とのつながりを大切にし、西東京市の伝統や風土、地域文化の創造を目指しています。

開催にあたっては、市民・農業・商工の3部門で構成された実行委員会のもと、警察署や消防署、学校等、多くの関係機関等と連携して実施しており、出店やパフォーマンス、パレード等、さまざまな催しを通じて市民に親しまれています。

● 「対話による美術鑑賞」事業

子どもが美術作品をじっくり観察し、自分の意見を述べたり、他の人の意見を聞いたりすることを通じて、自由に発想することや、さまざまなものの見方を身につけるとともに、物事を考える力を養うことにつながる事業です。

主に市内の小学校を巡回して行うほか、市民向けの事業も行っており、鑑賞コミュニケーターとしての研修を重ねた市民ボランティアが進行役を担っています。市民が文化芸術に出会い、

気軽に親しむきっかけづくり、文化芸術活動を支える市民ボランティアとの協働等、取組を通じた多様な効果を目的として実施しています。

● 多摩六都フェア

本市は、隣接する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市とともに、多摩北部都市広域行政圏協議会を構成し、音楽や演劇等の文化事業やスポーツ大会等を通じて圏域住民の交流を図る「多摩六都フェア」を実施しています。

文化芸術に関わる分野では、圏域5市を代表する著名な美術家による展覧会「多摩北部5市美術家展」を毎年持ち回りで実施しており、市域を超えた芸術家・市民の交流や、地域での文化芸術の振興を目指しています。本市においては、平成30（2018）年度より「パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会」を開催しており、圏域5市に在住・在学の障害のある中高生が参加するワークショップで制作した作品と一般公募した作品を5市で巡回して展示を行っています。

● 保谷こもれびホールでの多様な文化芸術に関する事業

保谷こもれびホールでは指定管理者制度を導入し、民間の専門的知識を活用して、幅広い事業展開を行っています。

市民の文化芸術に触れる機会の創造、文化芸術に関わる活動者の更なるステップアップ、それによる本市全体の文化芸術の発展を目指して事業を実施しています。

② 文化芸術を支える拠点

本市では、市民の文化芸術活動の振興を図り、地域文化の創造と発展に寄与するため、文化芸術活動が行える環境を提供する保谷こもれびホール、コール田無、アスタ市民ホールの3つの文化施設を整備しています。また、西東京市民会館の跡地では、公民連携事業により施設整備に取り組んでおり、(仮称)西東京市民文化プラザとして、令和6（2024）年12月の供用開始を予定しています。

このほか、公民館や市民交流施設等も、市民の発表、練習等の活動を支えています。

また、施設に限らず、駅前スペース等、身近な場所で文化芸術に触れ、親しむことができる取組を実施しています。



▲保谷こもれびホール



▲コール田無

③地域で親しまれる文化資源

市内には、今日まで守り伝えられてきた文化財が多数あります。文化財以外にも、各所にパブリックアートが点在しており、これらは地域における文化資源として市民に親しまれています。

文化財としては、国指定文化財である史跡下野谷遺跡のほか、寺院及び神社等、さまざまな文化財が存在しています。市内の国及び東京都、市の指定文化財・登録文化財は63件、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は14件となっています。

また、西武柳沢駅南口周辺等の彫刻、庁舎や文化施設、公民館等の公共施設にある絵画も、パブリックアートとして市民が気軽に触れることができる文化資源といえます。



▲国指定文化財「史跡下野谷遺跡」



▲市指定文化財第2号「田無ばやし」



▲地域の伝統文化「田無ぼうち唄」



▲下保谷四丁目特別緑地保全地区
(旧高橋家屋敷林)



▲パブリックアート
(西武柳沢駅南口周辺の彫刻
「山の音・ARPA (アルパ)」)



▲公共施設に展示している絵画
(田無庁舎「GURU GURU」)

(2) 第2期計画の施策内容と評価

①第2期計画の施策内容

本市では、第2期計画で掲げた基本方針と施策に沿って、以下のような取組を実施してきました。

基本方針	施策	主な取組内容
1 参加のきっかけづくり	1 ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会」の実施 ◆ 「高齢者大学（総合過程講座）」の実施 ◆ 各世代を対象とした公民館事業の実施 ◆ 市内及び近隣の高校生の実行委員による「中学・高校生年代イベントプロジェクト」の実施
	2 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定管理者による鑑賞事業等の実施 ◆ 公民館事業の実施 ◆ 「対話による美術鑑賞」事業（地域活動）の実施
	3 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校における「対話による美術鑑賞」事業の実施 ◆ 指定管理者による学校アウトリーチ事業の実施 ◆ 「保育園合同観劇会」の実施 ◆ 小中学校での展覧会、学芸会、音楽会、合唱コンクール等の実施
	4 市民に届く効果的な文化情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設等でのポスター・チラシ等の掲示 ◆ 市報、市ホームページ、SNS、広報掲示板等の活用 ◆ 地域メディアの活用 ◆ アプリを活用した史跡下野谷遺跡の魅力発信 ◆ 指定管理者による広報紙の発行、配布
2 市民が活動しやすい環境づくり	1 文化芸術を身近にする活動場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化芸術活動の場としての公共施設の活用推進 ◆ オープンスペースを活用した文化芸術活動の支援
	2 市民の文化芸術活動を支える環境づくり（文化施設のあり方）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画的な文化施設の改修 ◆ 市民会館跡地活用事業の実施 ◆ 公共施設の利用者懇談会等による市民意見の把握
3 文化芸術を担う人づくり	1 自立的な文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 伝統文化等の継承に関わる団体への支援 ◆ 市民文化祭実行委員会や市民まつり実行委員会への支援 ◆ 指定管理者による団体等の育成事業の実施
	2 次代の文化芸術を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内及び近隣の高校生の実行委員による「中学・高校生年代イベントプロジェクト」の実施 ◆ 地域ゆかりのアーティスト等の招へい ◆ 「伝統文化親子教室事業」、「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」への支援
	3 文化芸術を支える人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民ボランティアフォローアップ研修の実施 ◆ 会場係ボランティアの募集、活動支援 ◆ 史跡下野谷遺跡の「したのやサポーター」制度、「したのやムラびと」制度の創設、運用

基本方針	施策	主な取組内容
	4 多彩な文化芸術の担い手を広げる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「市民文化祭」の実施 ◆ 「市民まつり」の実施 ◆ 「NPO等企画提案事業（パデライブ等）」への協力
4 伝統文化等の継承	1 文化財の保存・継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「西東京市文化財保存・活用計画」に基づく未指定の文化財や郷土資料室の収蔵資料を含めた有形・無形の文化財や歴史資料の維持、管理 ◆ 郷土資料室での文化財の収集、保管、展示 ◆ 史跡下野谷遺跡に関する指定地の拡大と整備 ◆ 「西東京市デジタルアーカイブ」の公開
	2 地域の特色となる文化芸術の形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 伝統文化等の継承に関わる団体への支援 ◆ 下保谷四丁目特別緑地保全地区（屋敷林）でのイベントの実施 ◆ 地域・行政資料の収集、保存、提供
5 交流による活動の拡大・活性化	1 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「保谷障害者福祉センター文化祭」の実施 ◆ 「パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会」の実施 ◆ 「留学生ホームビジット」、「日本語スピーチコンテスト」の実施 ◆ 「多文化共生講座」の実施
	2 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会」の実施 ◆ 市内及び近隣の高校生の実行委員による「中学・高校生年代イベントプロジェクト」の実施
	3 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「NPO市民フェスティバル」の実施 ◆ 武蔵野大学と連携した「日本語スピーチコンテスト」の実施 ◆ 保育園児・小学生からイラストを募集した「野菜たっぷりカレンダー」の作成
	4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「多摩北部5市美術家展」の実施 ◆ 姉妹都市とオンラインによる交流事業の実施 ◆ 図書館及びスポーツ施設の相互利用

②評価

評価については、第2期計画で示した本市の文化芸術に関わる主な3つの課題に対して、西東京市文化芸術振興推進委員会及び西東京市文化芸術振興庁内検討委員会において総合評価を行い、達成できたこと、達成できなかったこと、今後の課題をまとめています。

3つの課題	達成できたこと	達成できなかったこと	今後の課題
1 市民に身近な鑑賞機会のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業やイベントにおけるオンラインの活用 ・新しい生活様式を踏まえ、工夫を講じた事業やイベントの実施 ・文化芸術に親しむ機会の提供、文化芸術に親しむきっかけづくりとなる事業やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する事業やイベントの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民が参加できる機会づくりの充実 ・新しい実施手法での事業やイベントの実施 ・より多くの市民に届く効果的な情報発信
2 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成や活動支援 ・文化芸術を行う活動団体や大学、関係各部署との連携 ・駅前情報発信プロジェクトを活用した地域の魅力等の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との連携 ・文化芸術活動の新たな担い手となる活動者の発掘 ・地域で実施している文化芸術活動に関する周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者、PR親善大使や発信力のある活動者等との連携 ・新たに文化芸術活動に興味を持つ層を増やすための効果的な情報発信 ・文化芸術活動者同士が連携、交流できる機会づくり
3 文化芸術を通じたまちづくりへの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・高校、大学、関係団体等、さまざまな主体との連携 ・多摩六都事業等、他分野と結びつけた事業の実施 ・多様な市民が参加し、交流できる事業やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業と他分野を結びつけた事業やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズを把握したさまざまな主体とのさらなる連携 ・より幅広い他分野と結びつけた事業の実施 ・文化芸術を通じた市民同士のつながりが増える取組の促進

(3) 第2期計画の取組から見えてきた課題

市民及び市内活動団体等の文化芸術に関する状況や意向等を把握するため、令和4（2022）年度にアンケート調査等を実施しました。また、西東京市文化芸術振興推進委員会等での議論を踏まえ、第2期計画の取組から見えてきた課題を次のように整理しています。

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による文化芸術に親しむ機会の減少

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、鑑賞や活動等文化芸術に親しむ機会が減少しています

市民及び子どもを対象としたアンケート調査では、いずれも、過去1年間で、文化施設等で直接、鑑賞した人の割合や西東京市民文化祭や西東京市民まつり等のイベントに参加した人の割合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較して、減少しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による各種イベントの中止・延期・縮小とともに、参加者側の行動抑制等により、文化芸術に親しむ機会の減少が懸念されます。

活動の継続により人材やノウハウを維持していくことが必要です

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「高齢者は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクから、活動を控える傾向がある」、「活動団体の活動者数の減少」が指摘されています。

また、文化系部活動に所属している中高生も、発表や交流等の活動で得られるさまざまな体験が得にくい状況にあると回答しています。

継続的な活動が文化芸術を親しむ人を減らさないこと、人から人へ活動のノウハウを継承していくことにもつながるため、ウィズコロナ、アフターコロナにおいても、オンラインの有効活用といった文化芸術活動を継続するための工夫や新たな活動スタイルの構築が、喫緊の課題となっています。

②より多くの子どもが参加できる体験・鑑賞機会の充実

子どもの4人に3人が文化芸術を好きだと回答しており、半数以上が大人になっても楽しみたいと考えています

子どもを対象としたアンケート調査では、市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生の4人に3人が、文化芸術の鑑賞・体験を好きと回答するとともに、半数以上が大人になっても文化芸術を楽しみたいと思うと回答しています。子どもが文化芸術に親しむ機会の提供とともに、大人になつてからの自主的、継続的な活動を支える環境を整えることが求められています。

文化芸術による子どもの心の豊かさや創造性の伸長が期待されています

市民を対象としたアンケート調査では、文化芸術振興による地域や市民への効果について、「子どもの心の豊かさや創造性の伸長」が最も期待されています。また、子どもを対象としたアンケート調査では、文化芸術を直接鑑賞した経験や鑑賞意向のある子どもの方が、達成感を得た経験、チャレンジ志向、自己肯定感が高くなっています。国の文化芸術推進基本計画（第2期）においても「文化芸術は、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養するなど、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても極めて重要である。」と示されており、子どもが文化芸術活動に参加し、創造することができる環境づくりが求められています。

子どもが文化芸術の楽しさに触れる機会を継続的に提供することが求められています

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「多くの子どもに文化芸術の楽しさに触れてもらうためにも、子どもへの体験機会の提供に力を入れていくべき」と指摘されています。子どもが文化芸術に関心を持つきっかけとなり、活動意欲や行動につながるような継続的な機会提供が求められています。

③より多くの市民に届く効果的な情報発信

より多くの市民に地域の文化芸術の取組を周知するため、情報の集約と効果的な発信が必要です

市民を対象としたアンケート調査では、市民の約8割が、文化芸術の鑑賞・体験や活動に関心があると回答していますが、市内で行われる文化的イベントに参加しなかった理由として、「知らなかった」との回答が4割を超えており、地域の文化芸術に関する情報が、市民に対して十分に届いていない現状が浮き彫りとなっています。

今後、市民の文化芸術に対する知的好奇心を満たすような情報を、各世代にしっかりと情報発信していくことが求められています。

紙媒体とともに、デジタル媒体の効果的活用が求められています

市民を対象としたアンケート調査では、文化芸術をより鑑賞・体験するようになるために市が行うべき情報発信手段として、今後も「広報紙」、「市内各所にポスター」が主流となる一方、「20歳代」、「30歳代」等、比較的若い層への情報伝達については「フェイスブック等のSNS」が有効であることが分かります。また、中高生を対象にしたワークショップでは、事業の案内等において視覚に訴える写真やイラストを用いた市民に分かりやすい発信の工夫が重要視されています。

市内で行われる文化的イベントに対する市民の興味・関心を高め、より多くの市民が参加するきっかけとなるよう、世代ごとに適した有効な手法による情報発信をしていくことが求められています。

④他分野との連携の更なる推進

文化芸術に関わる活動者同士の連携や、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、他分野との連携により、交流拡大や新しい取組を推進していくことが必要です

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「教育やスポーツ等の他分野との連携や文化芸術の関係団体・施設とのより一層の交流によって、市民が文化芸術に親しむきっかけづくりの拡充につながっている」とその効果を認める声があります。

文化芸術に関わる活動者同士の交流促進とともに、他分野の主体や団体との協働・連携を通じて、従来とは異なる相乗効果を創出することが期待されています。

文化芸術を通じて、多様性への理解や社会的包摂を促進する機会の創出が期待されています

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「文化芸術を通じて障害のある人とそうでない人との接点を持ちやすい」、「市内在住の外国人との交流は、多様な文化に触れる機会となっている」等、文化芸術がさまざまな人との交流に役立っていることが分かります。

文化芸術を切り口とした他分野との連携可能性は高く、相乗効果も期待できることから、より多くの市民の関心や参加を促進し、多様性への理解や社会的包摂の促進につながる施策・事業展開が期待されています。

⑤文化芸術を支える人材の確保と育成

文化芸術を支える市民が育ち、地域で活躍するとともに、参加する人を増やす取組が必要です

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「文化芸術活動に参加していない市民にも市の文化芸術を知ってもらう『見える化』の推進が必要」と指摘されています。文化芸術に関わるさまざまな活動者が意見交換を行う中で新しい事業が生まれていることから、今後も活動者同士が集まる機会づくりを行い、それぞれが持つアイデアや人材を活かした連携を行うことが有効であると考えられます。

併せて、市民に伝わりやすく、親しみやすい取組を展開するほか、一つのテーマや主体による取組にとどまらず、さまざまな要素を組み合わせることにより、活動に関わる人だけではなく、参加したい人も増やすための方策が求められます。

文化芸術活動を支える環境の整備と次世代育成が求められています

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「市内の活動団体の練習場所不足」、「美術作品等を展示するスペースや市民が楽しめる場所」等、鑑賞する人、活動する人の関心や活動の気運を高めるための環境整備が求められています。

また、市民を対象としたアンケート調査では、「文化事業の充実」、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」、「活動ができる施設や情報の充実」等により、次世代の文化芸術活動を支えていく人づくりが期待されています。

⑥文化芸術によるまちの活性化や交流の拡大

約8割の人が文化芸術に親しむことが地域の愛着を高めると考えています

市民を対象としたアンケート調査では、約8割の市民が、文化芸術に親しむことが市への愛着を高めることに有効と感じています。

文化芸術活動を通じて、市への愛着を高めるために必要なこととして、「市内のイベントに参加」、「文化芸術活動ができる施設の充実」、「地域の歴史や伝統文化に触れる」等が重要視されていることから、地域資源を活用し、地域で楽しむ時間や参加の機会を充実していくことが求められています。

まちのなかで文化芸術によるにぎわいや交流を生み出す取組が期待されています

市内で文化芸術活動を行う団体等へのヒアリング調査では、「市内のパブリックアート、行政や個人が所有している作品や資料を収集・活用することで、鑑賞機会を増やすことができる」と提案されています。

また、文化施設に限らず、まちなかのスペース等を活用した活動を展開することにより、新たな出会いや交流の機会が生まれています。市内にある文化資源等を有効活用することで、まちの活性化やにぎわい創出を図ることが期待されています。

第3章 文化芸術振興計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 目指すべき姿

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化の香りあふれるまち

本計画における目指すべき姿は、西東京市文化芸術振興条例の前文にある「一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる 文化芸術の香りあふれるまち」を、引き続き掲げることとします。

国の文化芸術推進基本計画（第2期）では、文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものであり、また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであるといった本質的な価値を有していることが示されています。本計画は、そのような文化芸術が持つ価値を踏まえ、市民一人ひとりがそれらを享受、創造し、発信できる活力と魅力のあるまちの実現を目指します。

(2) 参考指標

本計画では、目指すべき姿の実現に向けた進捗の把握を行うための参考指標を設定します。

令和4（2022）年度の現状を「現状値」、令和10（2028）年度の目標を「目標値」とします。各参考指標の下段には、目標値達成に向けた考え方を示しています。

参考指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
西東京市が文化芸術に親しみやすいまちと思う18歳以上の市民及び子ども（小中高生）の割合	市民：25.0% 子ども：55.2%	市民：35.0% 子ども：60.0%
身近な場所で文化芸術に親しむことができるよう、市内で文化芸術に親しみやすい環境づくりに取り組みます。		
過去1年間で、文化施設等で直接、鑑賞した18歳以上の市民及び子ども（小中高生）の割合	市民：65.6% 子ども：60.0%	市民：70.0% 子ども：65.0%
文化施設等で直接、鑑賞する人の割合を増やすため、文化施設等における鑑賞機会の充実等に取り組みます。		
文化芸術の鑑賞・体験が好きな子ども（小中高生）の割合	77.6%	85.0%
文化芸術に肯定的な意識を持つ子どもの割合を増やすため、子どもが文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。		
市内で行われる文化芸術に関するイベントに参加した18歳以上の市民及び子ども（小中高生）の割合	市民：45.3% 子ども：54.2%	市民：60.0% 子ども：60.0%
関心がありながら参加していなかった人等を含め、市内で行われる文化芸術に関するイベントに参加する割合を増やし、地域への愛着や誇りを醸成するため、文化芸術に関するイベントの充実や効果的な情報発信等に取り組みます。		
文化施設の利用者数（年間）	237,372人	300,000人
文化施設を利用する市民を増やすため、市内の文化施設の機能強化や施設整備、施設におけるイベントの充実や効果的な情報発信等に取り組みます。		

※現状値は、令和4（2022）年度に実施したアンケート調査の結果及び令和4（2022）年度の実績

(3) 目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果

目指すべき姿の実現に向けては、文化芸術に触れること、活動すること等により生み出される個人や地域、社会に対する波及力を意識し、「心身の健康」や「地域への愛着」、「共生社会の実現」、「地域の活性化」といった、目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果を意識します。

①子どもから高齢者まで生涯を通じた **心身の健康** の実現に貢献する

本市では「健康都市宣言」において、創造的な生活が健康づくりにつながる要素であると位置付けてきました。近年では、国においても、身体的な健康だけでなく、精神面、社会面も含めたすべてにおいて良好な状態のことを意味する「ウェルビーイング」と文化芸術の関連性が示されるようになってきました。

文化芸術に触れることは、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらしてくれることから、心の栄養となって、人生におけるさまざまな課題を解決するための活力となるとともに、心と体が休まり人々の交流が生まれるいこいの場づくりにもつながります。

また、文化芸術は、子どもの豊かな人間性を育むだけでなく、達成感を得た経験、チャレンジ志向、自己肯定感等、子どもの成長力を高めることにもつながっています。

②地域で文化芸術に関わる体験や地域資源に親しむことにより **地域への愛着** を育む

市民の多くが、市内のイベントに参加したり、文化芸術活動を行ったり、地域の歴史や伝統文化に触れる等、地域で文化芸術に親しむことが市への愛着の向上につながると認識しています。

文化芸術を通じて、地域の歴史や特性等を知ることにより、これまで守り育んできた本市の良さを次世代に残し、次世代に引き継いでいくことができ、新しい出会いも生まれます。人と人とのつながりができることによって、住み、暮らす環境がより充実し、豊かになっていきます。

自分が住んでいる場所への愛着は、個人のアイデンティティの形成に影響するだけでなく、これからも住み続けたいという気持ちや、地域活動に積極的に参加する意識の醸成等にもつながります。

③柔軟な価値観や生き方等の意識の醸成により **共生社会の実現** に寄与する

文化芸術は、年齢や性別、障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが親しみ、創造できるものであり、多様な価値や個性、表現や考え方に会うことは、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に向けた貢献が期待されています。

文化芸術は、立場や人種、国籍、性別、障害の有無等を超えて、一人ひとりが認められ大事にされ、対等に集まり、コミュニケーションを取ることができる可能性を持っているものです。対等なコミュニケーションによって、日常での関わりよりも親密な関係性が生まれることから、さまざまな分野における交流の中に文化芸術を取り入れることで相互理解をより深める効果が期待されます。

④文化芸術による多様な連携やつながりが **地域の活性化** の原動力となる

文化芸術に関わる活動者、教育機関や民間事業者等の各主体のみならず、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、さまざまな分野との連携やつながりを持つことで、文化芸術の持つ力を活かした地域の活性化につながっていきます。

このようなさまざまな連携やつながりを持つことで地域の文化芸術の価値を高めるだけでなく、それぞれの立場や経験を活かして協働することで地域に根差したコミュニティの形成や、より多様化・複雑化する地域の課題解決への寄与により、持続可能なまちづくりにもつながります。

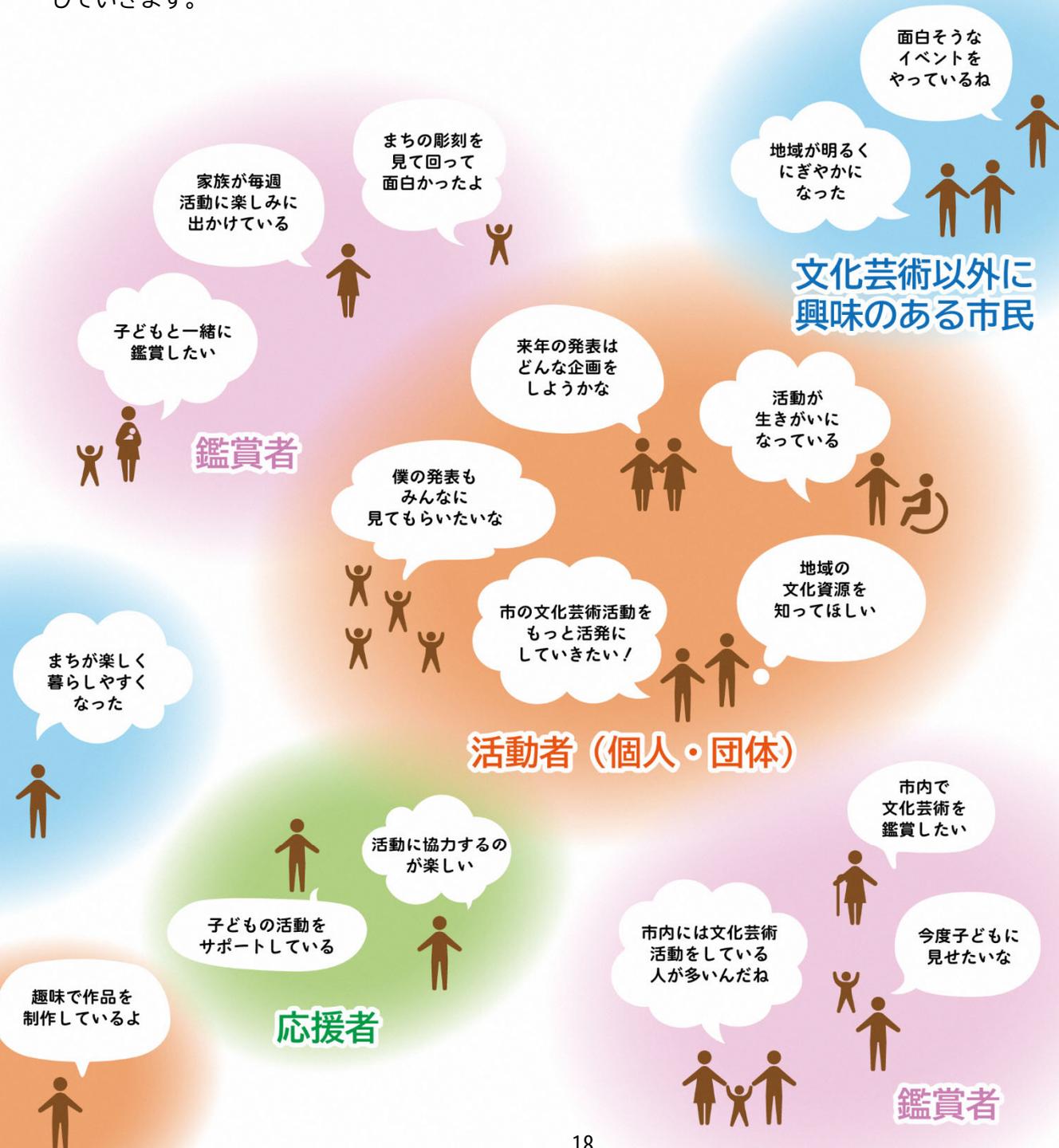
(4) 文化芸術の担い手

本計画では、すべての市民が文化芸術の担い手であると捉えます。

文化芸術に関わる活動者(個人・団体)が中心的な文化芸術の担い手となることはもちろんですが、鑑賞者が作品を鑑賞することは、それらの活動を支えることにつながります。応援者がイベント時のボランティア活動や寄付等で支えることもあります。自らが積極的に関わらなくても、地域や子どもの文化芸術の活動機会や場を提供したり、意欲を持つ子どもの活動を見守ったりすることも担い手としての役割を果たしているといえます。

子どもは、積極的な鑑賞や体験、活動を通じて、地域を活性化させたり、保護者等と一緒に活動することで他の世代の参加につながることで、次世代の文化芸術の担い手として期待できる等、さまざまな可能性を持っています。

このように、すべての市民が文化芸術にさまざまな形で関わっていくことを踏まえ、各施策を推進していきます。



2 施策体系

目指すべき姿

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる
文化の香りあふれるまち

目指すべき姿に併せて
複合的に生み出される効果

心身の健康

地域への愛着

共生社会の実現

地域の活性化

基本方針	施策	心身の健康	地域への愛着	共生社会の実現	地域の活性化
1 市民一人ひとりが 身近に文化芸術に 触れる・楽しむ	1 誰もが親しめる文化芸術の鑑賞機会の提供	●	●	●	
	2 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり	●	●		●
	3 さまざまな参加機会を促す事業の充実	●	●	●	●
	4 市民に届く効果的な文化芸術情報の提供		●		●
2 地域の文化芸術活動 に関わる人と場を 結ぶ・支える	1 自立的・継続的な文化芸術活動の推進	●	●		●
	2 文化芸術を支える人材の育成と活用		●		●
	3 活動者の情報共有・連携による取組の充実		●		●
	4 文化芸術に親しむ場の確保と充実	●	●	●	●
3 文化芸術の力を 地域や社会の中で 活かす・つなげる	1 文化資源の継承・活用・発掘によるまちづくりの推進	●	●		●
	2 文化芸術を通じた多様性の理解と交流の促進	●		●	
	3 関係機関・他分野と結び付けた文化芸術活動の促進	●	●	●	●
	4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流		●	●	●

第4章 文化芸術振興に向けた施策の展開

基本方針1 市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れる・楽しむ

年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが多彩な文化芸術に触れる機会を提供し、市民が気軽に文化芸術を鑑賞・体験できるように施策を推進します。

地域で文化芸術に親しめるようにしていくことは、子どもが生まれ育つ環境を豊かにすること、子育て世代や高齢者等、遠方に出向くことが難しい人々にとっても継続的に文化芸術を享受すること等、すべての市民が地域の愛着形成や生きがい、社会とのつながりを持つ機会を増やすことにつながります。

特に、子どもの頃の体験はその後の成長の基盤となるものであり、地域で文化芸術を活発にすることにより、子どもの心の豊かさや創造性を育むことは市民にとっても重要視されています。子どもが文化芸術の楽しさを知ることができたり、次世代の文化芸術の担い手としてつながるきっかけとなるよう、多様な文化芸術の鑑賞・体験等の取組を充実していきます。

誰もが文化芸術を生活の中で身近に楽しむことができるように、文化施設での機会の充実はもちろん、まちなかや学校等におけるアウトリーチ等、文化芸術に触れる場を増やしていくとともに、公募参加型の公演やワークショップ等、多様な参加手法で事業を実施します。

また、情報発信は市民が文化芸術に触れるきっかけの提供や、継続した活動を支える重要な取組であることから、本市が実施するさまざまな文化芸術に関わる事業やイベントに関する情報を発信します。発信にあたっては、紙媒体とデジタル媒体の特性を踏まえた効果的な発信やさまざまな主体との連携による情報発信により、多くの市民が文化芸術に関する情報に触れることができるように取り組めます。

施策1 誰もが親しめる文化芸術の鑑賞機会の提供

心身の健康

地域への愛着

共生社会の実現

- ◆ 文化施設をはじめ、市内のさまざまな場所で音楽や美術、舞台芸術等、多彩な公演や展覧会等を実施することによって、年齢や障害の有無等に関わらず、市民の誰もが身近に文化芸術に親しめるよう鑑賞機会の充実を図ります。
- ◆ 文化施設等で公演や発表等を実施する際、時間や場所にとらわれず個人の状況に合わせて気軽に鑑賞できる機会を提供できるよう、オンライン配信を併用することも検討します。



▲無料で鑑賞できる「こもれびフリーライブ」

【取組例】

指定管理者による鑑賞事業

公共施設等における無料コンサート

障害のある人や言語の違い等に配慮したプログラムの実施

オンラインを活用した鑑賞機会の提供

等

施策2 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり

心身の健康

地域への愛着

地域の活性化

- ◆ 本市では「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」を進めており、まち全体で子どもの健やかな育ちを支えることを目指していることから、文化芸術についても、子どもの体験機会の充実や主体的な参加、継続的な活動への支援に取り組めます。
- ◆ 文化施設や学校において、子どもが音楽や演劇、絵画、伝統文化等、多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。
- ◆ 文化芸術の鑑賞や体験、活動等を通じて、子どもが自ら考えたり、創造したり、表現したりすることの楽しさを体験できるような取組を推進します。
- ◆ 子どもが多様な文化芸術に出会い、継続して文化芸術に親しみ、次世代の文化芸術の担い手としてつながっていけるように、地域と連携して活動の場や機会の充実を図ります。



▲指定管理者による小学校へのアウトリーチ事業

【取組例】

指定管理者による学校へのアウトリーチ事業

親子を対象とした鑑賞会

市内の人材を活用した、文化芸術に触れる機会の提供

等

施策3 さまざまな参加機会を促す事業の充実

心身の健康

地域への愛着

共生社会の実現

地域の活性化

- ◆ 文化施設以外の公共施設やまちなか等のオープンスペースを活用し、多くの市民が文化芸術を身近に楽しむことができる機会を提供します。
- ◆ 作者や演奏者による解説が付いた公演や、公募参加型の公演、楽器演奏の体験等のワークショップや講座等を通じて市民が活動者と関わる機会を提供します。
- ◆ 福祉やスポーツのイベント等、他分野の取組において文化芸術の要素を加えることで、幅広い市民が文化芸術に触れる機会を創出します。



▲「日本の文化体験フェス」in 市民文化祭

【取組例】

レクチャーコンサート等、解説付きの公演、展示

公募参加型の公演

ワークショップ等の体験機会の提供

福祉やスポーツのイベント等との連携による鑑賞事業

等

施策4 市民に届く効果的な文化芸術情報の提供

地域への愛着

地域の活性化

- ◆ 本市が関わる事業を中心に、公演、ワークショップ等の鑑賞・体験に関する情報や、市民活動や活動場所の情報等、幅広い内容について、市報、市ホームページ、SNS等を活用し、情報提供を行います。
- ◆ より多くの市民が文化芸術に関する情報に触れることができるよう、事業の対象となる世代や属性を考慮した効果的な媒体や発信機会を活用して発信を行います。
- ◆ PR親善大使等、発信力のある活動者等と連携し、市の内外に向けて効果的に文化芸術情報を発信します。



▲PR親善大使と連携した情報発信

【取組例】

市報、市ホームページ、SNS等による情報発信の強化

イベント等の人が多く集まる機会に合わせた情報発信

発信力のある媒体や人材を活用した市の内外に向けた情報発信

等

基本方針２ 地域の文化芸術活動に関わる人と場を結ぶ・支える

市民の主体的な鑑賞・体験、活動を促進するため、地域における文化芸術に関わる人的資源や文化資源、文化施設等を結び付けながら、市内の文化芸術に関わる人材育成や環境整備に取り組みます。

文化芸術に関わる活動者は、地域における文化芸術の重要な担い手であることから、継続して活動していくことができるように、日常的な活動の場、発表の場や機会の提供を行います。

文化芸術には、知識や技術等の継承が必要なものもあり、現在の活動を今後も継続したり、新しい活動につなげたりするためにも、新たな活動者や支える人を増やしていくことが重要です。地域ゆかりのアーティストとの連携のほか、子どもや若い活動者、ボランティアの活動機会を提供しながら、人材育成と活動支援を行います。

また、文化芸術に関わる活動者同士の交流や連携を促進し、活動の充実や活性化、質の向上を図ることにより、今後も市の文化芸術活動が市民により活発に行われるように推進します。

文化施設は、市民が鑑賞や体験ができ、日頃の練習や発表する活動の場としての機能に加え、身近に文化芸術に触れることができる場所であるとともに、市民のいこいの場としての役割が期待される等、多様な役割が求められるようになっていきます。施設ごとの特徴を踏まえた活用や文化芸術に親しむことができる環境の充実を図るとともに、施設間の機能連携により相乗効果を高める工夫を行います。

施策1 自立的・継続的な文化芸術活動の推進

心身の健康

地域への愛着

地域の活性化

- ◆ 文化芸術に関わる活動者が、継続して活動を行うことができるよう、日常的な活動の場や、発表の場、PRの支援等を行います。
- ◆ 市の文化芸術活動の認知度の向上や、文化芸術を活かした地域のにぎわいの創出、文化芸術に親しむ市民の裾野を広げること等につながるよう、活動者との連携や協働に取り組めます。



▲活動者による「パデライブ」
(NPO等企画提案事業)

【取組例】

活動者が日常的に活動する場や発表の場の提供

活動者と協働による事業の実施

国や東京都の文化芸術に関するさまざまな助成制度等についての情報提供

活動者の自主企画や運営についてのアドバイスの実施

等

施策2 文化芸術を支える人材の育成と活用

地域への愛着

地域の活性化

- ◆ 地域ゆかりのアーティストと連携した事業を実施することで、活躍の機会を創出するとともに、人的資源の認知度を高め、市民の地域への愛着や誇りを醸成します。
- ◆ 子どもや若い活動者に対して、日頃の活動や成果を発表する場や機会の提供について支援を行うことで、将来において地域の文化芸術を支える担い手を育成します。
- ◆ 市民主体の活動を支援するため、ボランティア活動の充実と人材育成のための養成講座を実施します。
- ◆ 市内の文化芸術に関わるイベント等において市民ボランティアの活動の場を提供するとともに、参加しやすい仕組みや体制づくりを行うことで、文化芸術に関わる多様な参加の機会の充実と活動の活性化を図ります。



▲市民ボランティアによる
「対話による美術鑑賞」事業

【取組例】

地域ゆかりのアーティストと連携した事業の実施

子どもや若い活動者の発表の場や機会の提供

地域の文化芸術を支える担い手を育成する講座やワークショップの実施

市民ボランティアの育成と活躍の場の体制づくり

等

施策3 活動者の情報共有・連携による取組の充実

地域への愛着

地域の活性化

- ◆ 文化芸術の同じ分野、あるいは異なる分野の活動者が情報共有できる場や機会を設けることにより、課題解決や活動の質の向上等を図る方法の共有を図り、活動の連携や活性化を促します。
- ◆ 地域資源や人的資源を活用した企画や事業の実施を促すとともに、各活動者が連携し、新しい工夫や展開が生まれるような取組を行います。



▲市民文化祭運営委員会

【取組例】

活動者同士の交流の機会づくり

活動者の連携によるイベント実施の促進

等

施策4 文化芸術に親しむ場の確保と充実

心身の健康

地域への愛着

共生社会の実現

地域の活性化

- ◆ 鑑賞・体験や日頃の練習、発表の場等、文化芸術活動の中心的な役割を担う文化施設について、市民が求める役割や機能を把握しながら、地域の実情や社会状況の変化に合わせ、中長期的な視点を含めた機能強化や修繕、改修、施設整備を行います。なお、将来的には保谷こもれびホールの耐用年数を見据えながら、20万都市にふさわしいホール機能や広域連携等を検討します。
- ◆ 文化施設に求められる多様な機能を踏まえ、施設ごとの特徴を踏まえた活用を進めるとともに、施設間の機能連携により相乗効果を高める工夫を行います。
- ◆ 年齢や性別、障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術に親しむことができるよう、文化施設等のバリアフリー化を進めます。
- ◆ その他の公共施設や駅前スペース等についても、身近な文化芸術活動の場として活用する等、市民がより身近に文化芸術に親しむことができる環境の充実を図ります。



▲保谷こもれびホール メインホール

【取組例】

文化施設の利用者・活動者の意見の把握、機能強化や施設整備

ホールや公民館、市民交流施設等文化機能を有する公共施設の利活用の促進

商店街、駅前スペース等の身近な文化芸術活動の場としての活用

広域連携による文化施設の相互利用の検討

等

基本方針3 文化芸術の力を地域や社会の中で活かす・つなげる

地域の歴史資源や文化芸術の持つ力を意識しながら、文化資源を活用し、文化芸術を通じた交流や連携によるまちの活性化を推進します。

地域で育まれてきた伝統文化や歴史的な文化資源、風景等は、地域の歴史であり、地域への愛着や誇りを醸成し、コミュニティの形成につながります。地域の歴史や魅力を発掘し、市民の共感と守り育む意識を高めることにより、文化芸術の力を活かしたまちづくりを推進していきます。

また、文化芸術を通じて自分とは異なるものの見方や考え方に出会い、多様性を認めたり、さまざまな人々が地域に参加する機会を生み出すことで、共生社会の実現につなげます。

さまざまな活動者が分野を超えて結びつくことで、文化芸術以外に関心のある層を呼び込み、関わる人が増えることが期待できます。そのためには、市民、民間事業者、教育機関等、さまざまな主体の連携・協働・交流が重要となります。他分野との連携は、新たな価値を生み出すことも期待され、文化芸術の可能性や裾野を広げるためにも積極的な展開を図ります。

さらには、文化芸術の担い手が、広域的に活動を展開したり、新たな行き来を生み出すような取組を通じて、人のつながりや交流による地域の活性化を図ります。

施策1 文化資源の継承・活用・発掘によるまちづくりの推進

心身の健康

地域への愛着

地域の活性化

- ◆ 市内の有形・無形の文化財を次世代に継承していくため、文化財をその周辺環境を含めて適切に維持、管理していきます。また、地域の文化財や歴史的資料の情報提供や活用を図ります。
- ◆ 市民に親しみやすい情報発信や体験型イベント等を実施し、市内の文化資源に対する認知度や好奇心を高めるとともに、地域への愛着、誇りを醸成します。
- ◆ 市内のさまざまな文化資源について、その魅力を発掘し、共有や発信する過程において市民参加や交流の機会を充実することにより、コミュニティの形成や地域の活性化を促進します。
- ◆ 地域の文化資源を活用したイベントを実施することで、市内外の人を呼び込み、文化資源の認知度を向上させるとともに、交流機会の創出、地域の活性化につなげます。



▲どんど焼き

【取組例】

文化財等の適切な維持管理や調査、記録
史跡下野谷遺跡のPRやイベント実施等文化財のさらなる周知
パブリックアート等地域の身近な文化資源の周知
まち歩き等地域資源を活用した交流イベントの実施
駅前スペースや公園等を活用したまちを活性化するイベントの実施 等

施策2 文化芸術を通じた多様性の理解と交流の促進

心身の健康

共生社会の実現

- ◆ 文化芸術を通じて、障害のある人や外国人等の地域参加の機会をつくとともに、自分とは異なるものの見方や考え方に出会い、多様性を認め合う意識の醸成を促進します。
- ◆ 誰もが文化芸術に親しむことができ、交流することを通じて共生社会の実現につながるよう、文化芸術に関わる情報の多様な発信方法の実施や、関係機関との連携に取り組めます。



▲日本語スピーチコンテスト

【取組例】

パラアート事業の実施
日本文化をテーマにした交流事業の実施
多文化共生事業の実施 等

施策3 関係機関・他分野と結び付けた文化芸術活動の促進

心身の健康

地域への愛着

共生社会の実現

地域の活性化

- 活動者と文化芸術に関係する専門的な知識やノウハウ、人材を有する民間事業者や大学等との連携を促進することにより、取組の質の向上や新たな視点の導入を図ります。
- 市民がそれぞれの興味・関心をきっかけに、多様な楽しみや気づきを得ることができるよう、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、他分野との連携による事業を実施します。
- 文化芸術の効果により地域の活性化につながるよう、アニメーション等、地域の特徴的な産業との連携に取り組みます。
- 多様な事業の実施により新たな価値を生み出すとともに、多様な人々の参加を通じて文化芸術に関わる人の裾野を広げていきます。



▲複数の分野と連携したイベント

【取組例】

福祉施設や教育機関等と連携したアウトリーチ事業の実施
 民間事業者や大学等と連携した事業の実施
 他分野との連携による新たな視点での事業の実施
 多様な人々が文化芸術に親しむきっかけとなる他分野との連携イベント 等

施策4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流

地域への愛着

共生社会の実現

地域の活性化

- 市内におけるさまざまな活動の活性化を図りつつ、広域的な交流、連携を充実させます。
- 多摩北部都市広域行政圏協議会の構成市の連携により実施している「多摩六都フェア」をはじめ、さまざまな人的資源や環境等を充実させ、先導的な役割を果たすプロジェクトを推進します。また、公共施設の相互利用のサービス拡大を検討していきます。
- 本市は、福島県南会津郡下郷町と姉妹都市の協定を、山梨県北杜市や千葉県勝浦市と友好都市の協定を結んでいます。姉妹都市や友好都市との取組として、互いの地域資源を活用した市民の交流を促進し、地域の活性化を図ります。



▲福島県南会津郡下郷町とのオンラインによる交流事業

【取組例】

近隣都市と連携し、相互の地域資源等を活用した事業の実施
 姉妹都市・友好都市と連携した事業の実施 等

第5章 計画の推進に向けて

1 推進・管理のための体制

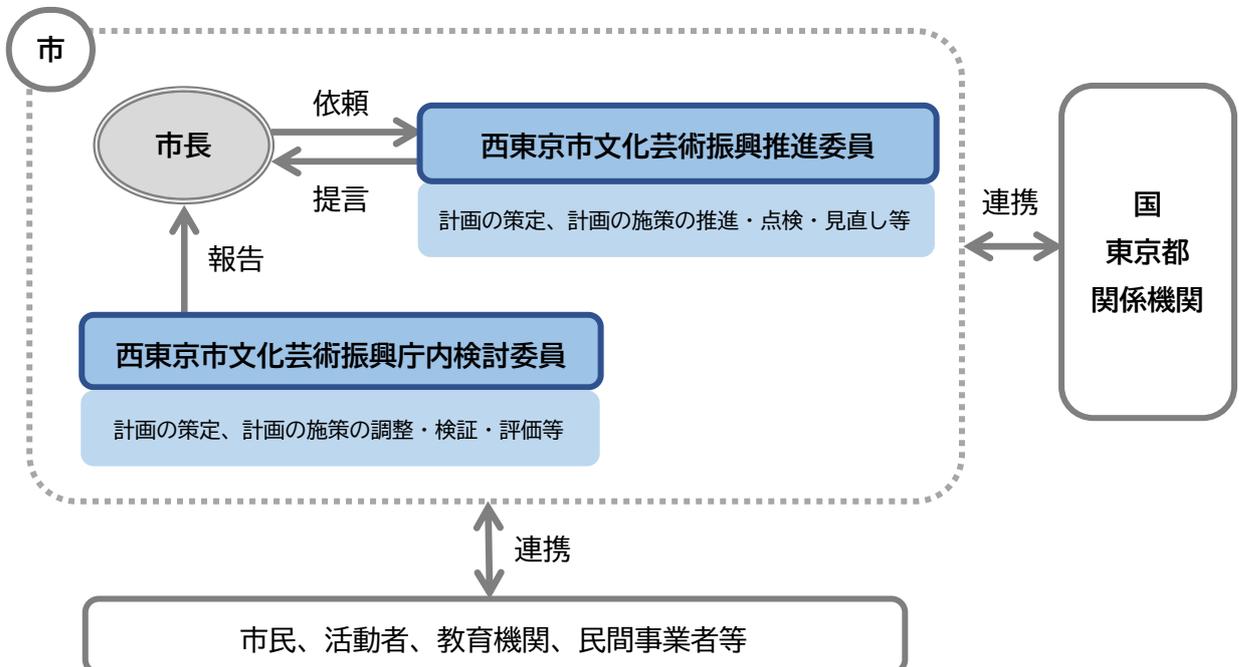
計画推進及び進捗状況の確認のため、文化芸術振興条例に基づく推進機関として、「西東京市文化芸術振興推進委員会」及び「西東京市文化芸術振興庁内検討委員会」を設置します。

西東京市文化芸術振興推進委員会

- ・学識経験者や公募による市民等で構成する。
- ・市長の依頼を受けて、計画の策定や計画の施策の推進、点検及び見直し等について、協議及び検討し、その結果を市長に提言する。

西東京市文化芸術振興庁内検討委員会

- ・本市の関係各課の代表で構成する。
- ・計画の策定や計画の施策の調整、検証及び評価等について、協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。



2 各主体の役割

計画の推進にあたっては、市民、活動者、教育機関、民間事業者等、市がそれぞれ主体的に文化芸術活動やその推進に取り組むとともに、各主体に求められる役割や連携を強化していくことが必要です。

(1) 市民

- ◆ 文化芸術に親しみ、楽しむことを通じて、文化芸術が持つさまざまな効果を実感する。
- ◆ 文化芸術の振興を支える多様な役割を担い、地域文化の主役となる。
- ◆ 文化芸術の価値や効果を理解し、鑑賞者・応援者として、さまざまな取組を尊重する、見守る。

(2) 活動者

- ◆ 文化芸術の活動を始めるきっかけづくりや活動の継続に貢献する。
- ◆ 市民の継続的な文化芸術活動の場を提供する。
- ◆ 身近な文化芸術活動の担い手として、文化芸術の価値を市民にわかりやすく伝える。
- ◆ 活動を通じて、まちのイメージ向上やにぎわいづくりに寄与する。

(3) 教育機関

- ◆ すべての子どもに対して豊かな感性を育む場づくりを行う。
- ◆ 家庭や地域と協働して子どもが文化芸術活動を体験する機会を創出する。
- ◆ 国や東京都、市等が行う文化芸術に触れる機会や情報を子どもに積極的に提供する。
- ◆ 一般向けの生涯学習講座等、知的資源を提供し、市民の好奇心を高める。

(4) 民間事業者等

- ◆ 文化芸術に関わる事業、地域のイベントへの支援を行う。
- ◆ 人が集まる施設やスペースを活用してコンサートや壁面ギャラリー等を実施する。
- ◆ 商店街等において文化的な資源を活かしたにぎわいづくりを行う。
- ◆ 文化芸術に関わる人的資源や技術等を活かしてまちのイメージづくりに貢献する。

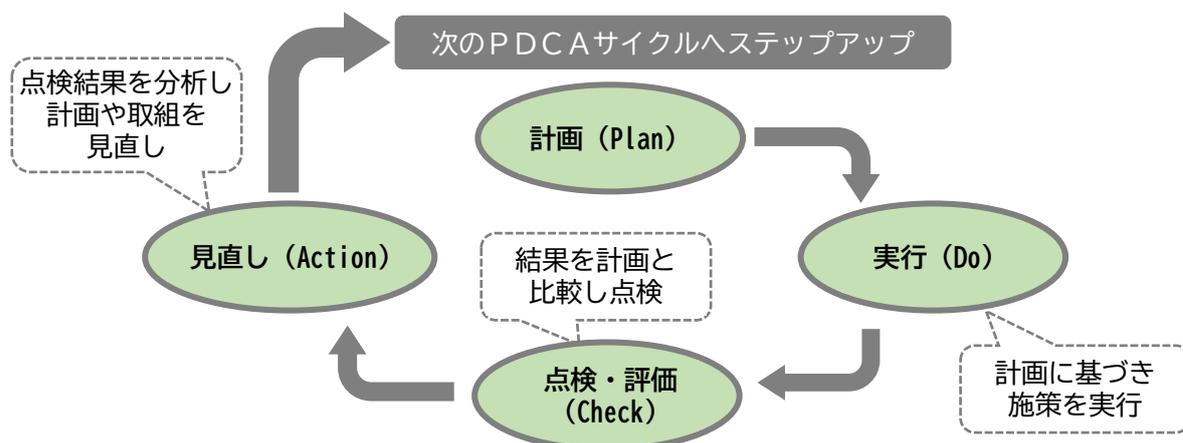
(5) 市

- ◆ 文化芸術に関する施策の総合的な計画策定及び推進、管理、文化施設等の環境整備を行う。
- ◆ 多様で魅力的な鑑賞機会や体験の場をすべての市民に対して提供する。
- ◆ 文化施設を核として市民の鑑賞・体験機会の提供や情報発信を強化する。
- ◆ 活動者を支援し、各主体のつなぎ役となる。
- ◆ 伝統文化や歴史的な文化資源の確実な継承のために市民、活動者と協働して取り組む。
- ◆ 市の施策に文化芸術の効果を活かす。

3 進行管理

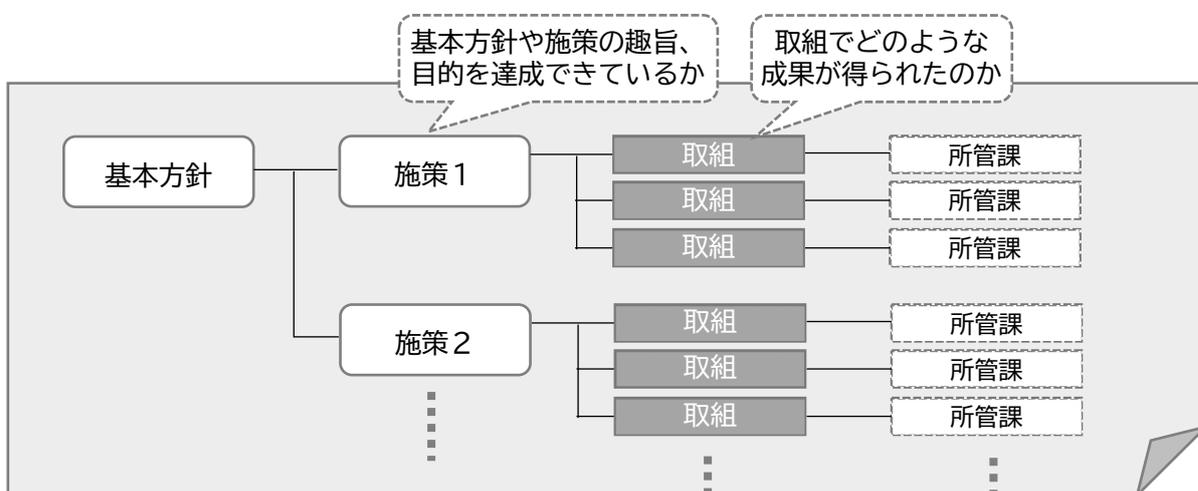
(1) PDCAサイクルによる進行管理

本市の文化芸術振興施策の推進には、各施策展開について、実効性を確保するための進行管理を行う必要があります。各施策に関して、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し (Action)」のPDCAサイクルを繰り返し行うことで、取組の実効性を確保します。



① 施策・事業のPDCA

毎年度、所管課が実績を基に自己評価を行い、「西東京市文化芸術振興推進委員会」、「西東京市文化芸術振興庁内検討委員会」がその結果を確認・点検します。



② 計画全体のPDCA

計画最終年度には、文化芸術に関する5年間の取組や成果、アンケート調査、ヒアリング調査等を基に総合的に分析・評価し、次期計画に向けた見直しを行います。

(2) 進行管理への市民参加の推進

アンケート調査、ワークショップ等を通じて、幅広い市民の意見を得ながら、計画の進行管理を行います。

4 財源の確保と活用

文化芸術を振興していくためには、継続的な取組を支える安定した財源の確保と、その効果的な活用を図る必要があります。

本市では、文化芸術に関する活動を推進し、文化芸術の振興を図るため、文化芸術振興基金を設置しています。その基金の持続可能な運用のため、施設のネーミングライツ料の一部を活用する等、財源となる積立原資の安定的な確保について検討していきます。また、基金をより効果的に活用していくため、西東京市文化芸術振興条例に示す重点目標を踏まえ、次世代を担う子どもの文化芸術活動を支える取組等、本計画で示す施策を複合的に推進する事業に積極的に活用することにより、本市における文化芸術に関する活動を総合的かつ計画的に推進していきます。

さらに、文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえ、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、他分野と連携を図ることにより、該当となる文化芸術以外の分野に関係する国の補助金等の活用の可能性を検討し、その財源を文化芸術の可能性や裾野を広げるために活用していきます。

1 西東京市文化芸術振興推進委員会

(1) 名簿

(敬称略)

	選任区分	氏名	任期
◎	学識経験者	しん どう ひろ のぶ 新 藤 浩 伸	令和4年8月1日～令和6年7月31日
◎	学識経験者	ひろ せ ひろ ゆき 廣 瀬 裕 之	令和2年8月1日～令和4年7月31日
○	西東京市民文化祭 実行委員会委員長	はま ざき まさ こ 濱 崎 昌 子	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
○	学識経験者	た なか だい すけ 田 中 大 介	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	学識経験者	ふじ い かず お 藤 井 一 男	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	学識経験者	なか やま じゅん や 中 山 純 也	令和4年4月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	学識経験者	かさ はら しのぶ 笠 原 しのぶ	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	学識経験者	いの また ち え こ 猪 股 知 恵 子	令和3年4月1日～令和4年7月31日
	公募市民	なか の こう た ろう 中 野 浩 太 郎	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	あお き み き こ 青 木 美 紀 子	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	とお の しょう 遠 野 祥	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	もり か おり 森 香 織	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	なか むら しん や 中 村 晋 也	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	公募市民	た なべ けい こ 田 邊 慶 子	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	その他 (行政機関)	かめ だ なお み 亀 田 直 美	令和4年8月1日～令和6年7月31日

◎委員長 ○副委員長

(2) 検討経過

令和4年度	7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画概要等について ○ 文化芸術に関するアンケート調査(案)について ○ 市内の活動団体及び子ども等へのヒアリング(案)について
	8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画概要等について ○ 文化芸術に関するアンケート調査(案)について ○ 市内の活動団体及び子ども等へのヒアリング(案)について
	令和5年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第2期文化芸術振興計画の評価について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画策定に係る「令和4年度 文化芸術に関する調査報告(案)」について

令和5年度	4月25日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画骨子案について
	8月8日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案について
	令和6年 1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案に係る市民参加手続きの結果について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案について
	2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案の参考指標及び事業別評価シートについて ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画の概要版案及びデザイン案について

※本計画の策定に関わる回のみ掲載しています。

2 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会

検討経過

令和4年度	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画概要等について ○ 文化芸術に関するアンケート調査(案)について ○ 市内の活動団体及び子ども等へのヒアリング(案)について
	令和5年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第2期文化芸術振興計画の評価について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画策定に係る「令和4年度 文化芸術に関する調査報告(案)」について

令和5年度	5月11日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画骨子案について
	8月8日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案について
	令和6年 1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案に係る市民参加手続きの結果について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案について
	2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案の参考指標及び事業別評価シートについて ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画の概要版案及びデザイン案について

※本計画の策定に関わる回のみ掲載しています。

3 計画素案に係る市民参加手続き

(1) 目的

本計画素案について、市民の多様な意見等を幅広く収集することを目的として、パブリックコメント等を実施しました。

(2) 実施内容

① パブリックコメント

検討結果公表日	令和6年2月13日(火)
提出期間	令和5年10月17日(火)～11月17日(金)
提出方法	①持参、②郵送、③ファックス、④市ホームページ、⑤メール、 ⑥パネル展示会場の回収BOX
意見件数	12件(8人)

② パネル展示

実施期間	令和5年10月17日(火)から11月5日(日)まで ※西東京市民文化祭の開催がある日のみ
実施会場	コール田無ほか西東京市民文化祭会場(全8会場) ※以下については、職員が個別説明を実施 ・10月22日(日)午後1時～4時/コール田無 ・10月30日(月)午後1時～4時/柳沢公民館 ・11月5日(日)午前11時～午後3時/文華女子高等学校
個別説明対応件数	5件

4 西東京市文化芸術に関する調査報告書（概要）

（1）市民を対象としたアンケート調査結果

調査概要

■調査対象

令和4年10月1日時点の西東京市在住の
18歳以上の市民

■実施期間

令和4年10月14日（金）～11月4日（金）
※11月30日（水）まで期間延長

■調査項目

- ①回答者自身について
- ②文化芸術の鑑賞・体験について
- ③文化的な活動について
- ④回答者の子どもの文化芸術体験について
- ⑤西東京市の文化的な環境について
- ⑥西東京市のまちのイメージについて

■回収状況

配付数	回答数	回収率
1,500件	583件 (郵送)389件(WE B)194件	38.9%

調査結果

■① 回答者自身について

文化芸術の鑑賞・体験や活動に関心を持つ人は約8割です

文化芸術に関心のある人は82.5%（前回80.3%）となっています。（問7）

文化芸術を直接鑑賞している人と健康状態は比例しています

文化芸術を直接鑑賞したかどうかで健康状態を比較したところ、鑑賞した人の方が“健康である”（「とても健康である」、「まあ健康である」の合計）の割合が92.9%（鑑賞しなかったが、できなかったが78.8%、鑑賞しなかった、どれもしたと思わないが86.6%）と高くなっています。（問6）

■② 文化芸術の鑑賞・体験について

過去1年間で、文化施設等で直接、鑑賞した人は約7割です

過去1年間で、文化施設等で直接、鑑賞した人は65.6%（前回75.0%）となっており、鑑賞した人の割合よりも各分野の鑑賞率が低下していることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1人あたりの鑑賞機会が少なくなっていることがうかがえます。年代別にみると、70歳代で「鑑賞したかったが、できなかった」が20%と最も多くなっています。（問8（1）-1）

今後、音楽や文化財等、美術を、直接、鑑賞・体験したいというニーズは根強いです

今後、鑑賞・体験したい分野は、“直接、文化施設等で”では、「音楽」（54.2%）が最も多く、「文化財等」（49.9%）、「美術」（43.4%）が続きます。また、“テレビやDVD、インターネット等”では、「音楽」（45.8%）が最も多く、「メディア芸術」（40.7%）、「芸能」（23.3%）が続きます。鑑賞・体験手法別に比較してみると、「メディア芸術」以外の分野では“直接、文化施設等で”が高く、特に「文化財等」、「美術」では30ポイント程度の差があり、直接、鑑賞・体験するニーズは根強いことがうかがえます。（問8（2）-1、問8（2）-2）

市内で行われる文化的イベントへの参加率は約5割です

西東京市民文化祭や西東京市民まつり等のイベントに行ったり、参加したことがある人は45.3%（前回55.1%）となっており、市内イベントへの参加についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がでていることがうかがえます。居住年数別でみると、居住年数が長い人ほど参加率が高くなっています。また、18歳未満の子どもの有無別でみると、「いる」が56.8%、「いない」が40.1%となっており、18歳未満の子どもがいる方が、市内のイベントへの参加が多いことがうかがえます。（問9）

市内で行われる文化的イベントに参加しなかった理由は「知らなかった」が約4割です

市内で行われる文化的イベントに参加しなかった理由は、「知らなかった」が44.1%（前回30.6%）、「関心がなかった」が19.2%（前回27.9%）、「きっかけがない」が18.8%（前回21.5%）となっています。年代別でみると、“20歳代”、“30歳代”では「知らなかった」が64%となっています。（問9-2）

文化的な鑑賞・体験を促す情報発信手段としては、紙媒体が主流ですが、年代によりデジタル媒体を重視する意見があります

今以上に市内で文化的な鑑賞・体験するようになるために市が行うべき情報発信については、「広報紙」が53.9%、「市内各所にポスター」が38.9%となっています。一方、年代別でみると、“20歳代”では「フェイスブック等のSNS」が54.3%、“30歳代”では41.5%となっています。（問10）

■③ 文化的な活動について

継続的な文化的活動をしている人は約2割です

継続的な文化的活動をしている人は17.2%（前回17.5%）です。「過去に活動していたが、今はやっていない」が18.2%と同程度となっており、今後活動する可能性がある層も一定程度認められます。（問12）

より充実した文化活動への課題は、施設や場、資金、仲間です

より充実した文化活動を実施するための課題については、「練習する施設の確保」(32.0%)、「資金不足」(25.0%)、「時間不足」(25.0%)、「場・機会の確保」(22.0%)、「仲間の確保」(21.0%)が上位を占めます。（問12-2）

■④ 回答者の子どもの文化芸術体験について

子どもの文化芸術体験は、映画・アニメ鑑賞、習い事が主です

学校以外での過去1年間の文化的な活動は、「映画・アニメ鑑賞」(37.9%)、「音楽の習い事」(18.9%)、「舞踊、ダンス、演劇等の習い事」(18.9%)であり、「していない」は21.2%（前回20.0%）です。（問15-1）

■⑤ 西東京市の文化的な環境について

市の文化的な環境を今より充実するために、施設や事業の充実とともに、文化芸術に親しむ機会や情報の充実が重要視されます

市の文化的な環境を今より充実させるために重要なことについて、市の文化的な環境に“満足していない”層では、「文化施設の充実」(50.0%)、「文化事業の充実」(31.3%)、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」(29.7%)、「活動ができる施設や情報の充実」(29.7%)が上位に挙げられています。（問17）

■⑥ 西東京市のまちのイメージについて

西東京市が文化芸術に親しみやすいまちというイメージは、十分に浸透していない状況です

西東京市が文化芸術に親しみやすいまちかどうかについては、肯定層が25.0%、否定層が70.1%となっています。年代別でみると、“20歳代”、“30歳代”では肯定層が30%を超えており、若い世代の方が高い傾向にあります。（問19）

文化芸術振興による効果として、心の豊かさや創造性の伸長、コミュニティの活性化、生きる楽しみの習得が挙げられています

文化芸術振興による地域や市民への効果については、「子どもの心の豊かさや創造性の伸長」が44.4%（前回32.8%）、「感動や充実感がもたらす心の健康」が40.3%（前回37.0%）、「地域コミュニティの活性化」が40.0%（前回37.2%）、「生きる楽しみを得られる」が37.7%（前回31.2%）と上位に挙げられ前回よりも高くなっています。一方、「共生社会の実現」(12.3%)は、前回(22.7%)を下回っています。（問20）

文化芸術に親しむことが市への愛着向上に有効と感じる層が約8割です

文化芸術に親しむことが市への愛着を高めることに有効と感じる層が77.3%を占めます。（問21）また、文化芸術活動を通して市への愛着を高めるために必要なことについて、「市内のイベントに参加」(38.1%)、「文化芸術活動ができる施設の充実」(37.9%)、「地域の歴史や伝統文化に触れる」(28.8%)が上位に挙げられています。（問21-1）

(2) 子どもを対象としたアンケート調査結果

調査概要

■調査対象

市内小学校（５年生）、中学校（２年生）及び高等学校（２年生）の児童・生徒（各学校１クラスずつ実施、各学校にて該当クラスを選定）

■実施期間

令和４年１０月１４日（金）～１１月４日（金）

■調査項目

- ①回答者自身と文化芸術に対する考えについて
- ②文化芸術の鑑賞・体験について
- ③文化芸術の活動について
- ④西東京市の文化芸術について

■回収状況

配付数	回答数	回収率
1,013 件	1,013 件	100%

調査結果

■① 回答者自身と文化芸術に対する考えについて

文化芸術の鑑賞・体験が好きな層が約８割を占めます

文化芸術を観たり、聴いたり、創作することは好きかについては、肯定層が77.6%、否定層が21.9%となっています。（問２）

大人になってからも文化芸術を楽しみたいと思う層が約７割を占めます

大人になってからも文化芸術を楽しみたいと思うかについては、肯定層が65.2%、否定層が17.1%、わからない層が16.9%となっています。（問３）

人々にとって文化芸術は大切なものだと思う層が９割を超えています

人々にとって文化芸術は大切なものだと思うかについては、肯定層が91.3%、否定層が7.7%となっています。（問４）

文化芸術の直接鑑賞経験や鑑賞意向のある層の方が、達成感を得た経験、チャレンジ志向、自己肯定感が高くなっています

「①ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」、「②難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」、「③自分には、良いところがあると思う」について、文化芸術を直接鑑賞経験しているか否かで比較したところ、「（直接、文化施設等で）鑑賞した」（①95.2%、②70.7%、③74.5%）と「しなかったが、できなかった」（①96.7%、②74.2%、③79.0%）の層の方が、「しなかった、どれもしたいと思わない」（①86.8%、②50.6%、③67.1%）層よりも、すべての項目について肯定的な回答の割合が高くなっています。（問６）

■② 文化芸術の鑑賞・体験について

過去１年間で、文化施設等で直接、鑑賞した人は６割です

過去１年間で、文化施設等で直接、鑑賞した子どもは60.0%となっており、市民を対象としたアンケート調査での鑑賞した人（65.6%）と比較すると、5.6ポイント低くなっています。（問７（１）-１）

今後、鑑賞・体験したいと思う分野は「メディア芸術」です

今後、鑑賞・体験したいと思う分野は、“直接、文化施設等で”、“テレビやDVD、インターネット等”ともに、「メディア芸術」（36.7%、36.6%）が最も多くなっており、市民を対象としたアンケート調査（「音楽」が最多）とは異なる結果となっています。（問７（２）-１、問７（２）-２）

分野により鑑賞・体験手法に差異があり、特に「文化財等」、「演劇」、「美術」では「直接、文化施設等で」の割合が高くなっています

今後、鑑賞・体験したいと思う分野について、鑑賞・体験手法別で比較してみると、「メディア芸術」、「音楽」では“直接、文化施設等で”（36.7%、34.7%）と“テレビやDVD、インターネット等”（36.6%、35.8%）による差が殆どない一方、「文

化財等」、「演劇」、「美術」では“直接、文化施設等で”（30.7%、28.5%、24.5%）の方が“テレビやDVD、インターネット等”（15.5%、17.2%、17.6%）よりも意向率が高くなっています。（問7（2）-1、問7（2）-2）

直接鑑賞している人の約7割が「親・祖父母」と鑑賞しています

過去1年間において「文化施設等で直接」、文化芸術の鑑賞・体験がある人を対象に、誰と観たり、聴いたりしたかについて「親・祖父母」が66.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が42.1%、「兄弟姉妹」が36.8%となっています。学校区分別でみると、「親・祖父母」について「小学校」が76.2%、「中学校」が65.4%、「高校」が30.5%と年齢が高くなるにつれて低くなっています。（問7-2）

■③ 文化芸術の活動について

文化芸術に関する活動を「行っている」は約4割です

文化芸術に関する活動を行っているかについては、「行っている」が43.6%、「以前、行っていたが、今はしていない」が9.0%、「活動したことがない」が44.1%となっています。（問9）

文化芸術に関する活動を始めるきっかけ、理由は「興味があった」とともに「家族にすすめられた」、「友人にさそわれた」が上位に挙げられています

文化芸術に関する活動を始めるきっかけ、理由については、「もともと興味があったことだから」が61.5%と最も多く、次いで「家族にすすめられたから」が23.3%、「友人に誘われたから」が17.9%となっています。（問9-1）

■④ 西東京市の文化芸術について

西東京市は文化芸術を楽しむことができるまちだと思える層が約6割を占めます

西東京市は文化芸術を楽しむことができるまちだと思えるかについては、肯定層が55.2%、否定層が42.4%となっており、肯定層の割合は市民を対象としたアンケート調査での割合（25.0%）と比較すると、30.2ポイント高くなっています。学校区分別でみると、「小学校」では肯定層が63.5%の一方、「中学校」では51.1%、「高校」で

は35.3%となっており、年齢が高くなるにつれて肯定層が低くなっています。（問11）

市内で行われる文化的イベントへの参加率は約5割です

西東京市民文化祭や西東京市民まつり等のイベントに行ったり、参加したことがある子どもは54.2%となっており、市民を対象としたアンケート調査での参加率（45.3%）と比較すると、8.9ポイント高くなっています。（問12）

(3) ヒアリング調査及びワークショップの実施結果

ヒアリング調査概要

■調査対象

市内の文化芸術に関連する活動団体等

【文化施設】

①保谷こもれびホール指定管理者

【外国人・障害者・高齢者の文化活動関連】

②NPO法人西東京市多文化共生センター

③社会福祉法人さくらの園

④西東京市高齢者クラブ連合会

【子どもの文化活動関連】

⑤田無第四中学校及び保谷高等学校の図工、美術、音楽等に関わる専任教員や文化系部活動の顧問等

⑥田無第四中学校及び保谷高等学校の文化系部活動に所属する生徒

⑦市民ボランティア（アートみーる）

【市内の活動団体】

⑧一般社団法人西東京市文化芸術振興会

⑨西東京市民文化祭実行委員会

⑩伝統文化等継承事業補助金交付団体
・西東京けやきの会
・田無ばやし保存会

【まちづくり団体】

⑪一般社団法人まちにわひばりが丘

■実施期間

令和4年10月19日（水）～11月22日（火）

ヒアリング調査結果

※①～⑪は、どの団体の意見かを表しています。

■（1）鑑賞・体験について

- ◆市内の文化芸術の拠点として幅広い世代に楽しんでもらう機会を提供したい。①
- ◆体験から活動につながる例もあり、気軽に参加できる体験の機会を増やしたい。⑨

- ◆西東京市民文化祭は市民の文化芸術活動団体が多い西東京市の特徴を捉えた機会となっている。⑨
- ◆市民の文化芸術活動の成果発表の場となる新しい取組を実施しているほか、新たな企画も計画している。⑧
- ◆地域のさまざまな場で、地域のアーティストの活動機会を提供したい。⑧

■（2）子どもの文化芸術活動について

- ◆文化系部活動に所属している子ども達を中心に、文化芸術に関心を持ち積極的に活動しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、現在は発表等の機会が少ない。⑤
- ◆西東京市の自然の豊かさや周辺の資源、地域とのつながりを活かした活動や体験を実施していきたい。⑤
- ◆次世代の育成や他の世代を巻き込んでいくためにも子どもを中心とした取組は効果的である。①⑦⑩
- ◆市内を始め、近隣市でさまざまな交流や参加の機会がある。⑥
- ◆多くの子ども達に文化芸術の楽しさに触れてもらうためにも力を入れていくべきである。①⑦⑧

■（3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について

- ◆高齢者等は感染のリスクから活動が難しい状況もあり、活動者だけでなく指導者も含めて、活動を継続・再開させていくことが課題である。④⑨⑩
- ◆対面で実施することを大事にしているため、オンラインは必要最小限に活用する。①⑦
- ◆オンラインと対面を組み合わせた取組は面白いと思う。⑦
- ◆会場まで来ることが難しい方にも見ってもらう手段として、今後もオンライン配信を活用したい。③⑧⑨

■（4）情報発信や事業への参加を促す工夫等について

- ◆市内の文化芸術に関わるイベントや事業を集約し、総合的に発信できる情報媒体があると良い。①③⑧

- ◆ 効果的な発信方法を活用していくことで、市民に広く文化芸術情報を知ってもらうとともに、関わる市民も増やしたい。⑧⑨⑩
- ◆ 西東京市民文化祭等の活動に参加していない市民にも市の文化芸術を知ってもらえるよう「見える化」を推進し、文化芸術を楽しんでもらうきっかけづくりが必要である。⑧⑨
- ◆ 子どもから働き世代、高齢者等のさまざまな世代に参加してもらうために、イベントを通してさまざまな仕掛けや工夫を取り入れている。⑩
- ◆ イベントがあること自体を知らない子どもがいる。⑥

■ (5) 文化施設について

- ◆ 保谷こもれびホールは市民団体の発表の場としては適度な規模だが、20万人以上の自治体としてふさわしい規模のホールがあると地域の文化芸術の質が高まるのではないか。①⑤⑧
- ◆ 市内の活動団体が多くある中、練習場所が不足している。⑧⑨
- ◆ 美術作品等を展示するスペースがあると良い。⑤⑦⑧

■ (6) 人材確保や育成について

- ◆ 活動団体の活動者数の減少や高齢化により、地域の文化芸術活動をどう次世代につないでいくのが課題となっている。⑧⑨⑩
- ◆ 地域の人的資源の確保・活用と文化芸術の取組を推進するため、活動機会を求めるアーティストと出演者のマッチングや関係構築に取り組んでいる。①⑩
- ◆ 文化芸術活動を行う個人や団体が交流や連携できる場を設け、活性化している。②⑧⑩
- ◆ 人材育成や活動の継続のため、指導者を確保することも必要である。⑩
- ◆ 次世代の人材育成としては、子どもの頃に活動し、仕事等で活動が難しい時期や離れる時期があっても、再度活動を再開できるようにすると良い。①⑩
- ◆ 大人になっても文化芸術活動を続けたい。⑥

■ (7) 文化資源の活用について

- ◆ 市内のパブリックアート、行政や個人が所有している作品や資料を収集・活用することで、鑑賞機会を増やすことができる。⑦
- ◆ 市内の文化資源をホームページ上で公開したり、イベントで周知することで市民の認知度を高めていくことも必要である。⑦⑩

■ (8) 共生社会について

- ◆ 市民が障害者アートに触れることで、障害のある方の個性を多角的な視点で捉えることにつながる。③
- ◆ 文化芸術を通して、障害のある方とそうでない方との接点を持ちやすくなる。③
- ◆ 市内在住の外国人との交流は、多様な文化に触れる機会となっているが、さらに積極的に取り組めると良い。②

■ (9) 他分野連携について

- ◆ 教育やスポーツ等の他分野との連携や文化芸術の関係団体・施設とのより一層の交流によって、市民が文化芸術に親しむきっかけづくりの拡充につながっている。①⑩
- ◆ 子ども達は学校生活や部活動を通して、福祉施設等でのボランティア活動やポスター制作を通じて他分野と連携して社会に発信したい。⑤⑥

■ (10) 文化芸術に親しむことによる効果について

- ◆ 文化芸術と地域課題の解決とをどのようにつなげていくかが重要である。⑦
- ◆ 日々の文化芸術活動やその成果を発表する機会があることにより、達成感の獲得や生きがいを持つこと、心身の健康等につながっており、楽しみややりがいを感じながら活動を継続させていくことが重要である。④
- ◆ 活動の楽しさだけでなく、心の豊かさや仲間づくり、何かをやり遂げる達成感等のさまざまな成長につながっている。⑥

ワークショップの実施概要

■対象：文化系部活動の部長等

- ・田無第四中学校 15人
- ・保谷高等学校 13人

■実施時期

- ・令和4年11月7日（月）田無第四中学校
- ・令和4年11月17日（木）保谷高等学校

■テーマ

「市の文化芸術を活性化するために考えてみよう」

《考えるポイント》

- ①「文化の香りあふれるまち」とは？
- ②西東京市の良さや魅力、また、それを活かして文化芸術を活性化するアイデアについて
- ③市内の文化芸術に関するイベント等で子どもや若い世代が参加したくなるためのアイデアについて



▲田無第四中学校

ワークショップで出た意見のポイント

- ◆自然が豊かで利便性もある西東京市の魅力を知ることができるように、西東京市の地域資源を活かした文化芸術に親しむ取組を充実する。
- ◆若い世代の目に留まるような視覚に訴える情報発信を行う。
- ◆文化芸術に対するさまざまな興味関心を持つ人をより多く集めることができるように、単一分野のイベントではなく、美術や音楽等複数の分野を組み合わせたイベントを実施する。



▲保谷高等学校

5 関連法規等

(1) 文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基

本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければ

ならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴い

て、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術

祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術

に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の

整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資

する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造

する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(2) 西東京市文化芸術振興条例

平成21年9月29日

条例第32号

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕生しました。このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちです。私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の規定に基づき、西東京市(以下「市」という。)における文化及び芸術(以下「文化芸術」という。)の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び団体等(市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するものとする。

2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(重点目標及び基本施策)

第7条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重点目標とし、その達成のために必要な施策を講ずるものとする。

(1) 文化芸術を享受する機会の充実

(2) 文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実

(3) 文化芸術の保存及び継承

(4) 文化芸術活動の担い手の育成

(5) 文化芸術活動に係る交流の促進

(6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例(平成21年西東京市条例第32号。以下「条例」という。)第8条の規定により、西東京市における文化及び芸術(以下これらを「文化芸術」という。)の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に提言する。

- (1) 西東京市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の推進に関すること。
- (3) 振興計画の施策の点検及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 公募による市民 4人以内
- (3) 西東京市民文化祭実施要綱(平成22年5月14日付22西生文第88号市長決裁)に規定する西東京市民文化祭実行委員会の実行委員長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は、3回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

第9 謝金

市長は、第3に規定する委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、委員が謝金を辞退した場合は、この限りでない。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日要綱)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月1日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(4) 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会設置要領

第1 設置

西東京市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)における施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、振興計画について次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の調整に関すること。
- (3) 振興計画の施策の検証及び評価に関すること。
- (4) その他市長が、振興計画の施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

第4 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、座長は生活文化スポーツ部文化振興課長をもって充て、副座長は教育部教育企画課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6 関係者の出席

座長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 庶務

委員会の庶務は生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか委員会に関して必要な事項は、座長が別に定める。

別表(第3関係)

企画部企画政策課長
健康福祉部地域共生課長
子育て支援部子育て支援課長
生活文化スポーツ部文化振興課長
教育部教育企画課長

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。
(（仮称）西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領の廃止)
- 2 (仮称)西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領(平成22年8月1日付22西生文第191号課長決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

西東京市第3期文化芸術振興計画

令和6（2024）年3月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課
〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号
電話 042-420-2817（直通）

